

令和6年度森フェス実施業務委託にかかる 企画提案競技(プロポーザル方式)実施要項

1 趣旨

森林・林業への関心の向上及び理解を促進するため、親子を含む子供を主体とした森林・林業体験活動イベント(森フェス)実施を目的とする森フェス実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する「令和6年度森フェス実施業務(以下「業務」という。)」の委託先の選定に関し、企画提案競技(プロポーザル方式)に参加しようとする者(以下「提案競技参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定める。

2 業務の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和6年度森フェス実施業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和6年度森フェス実施業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行場所 | 志高湖(大分県別府市東山) |
| (4) 履行期限 | 契約締結の日から令和6年12月27日まで |
| (5) 限度額 | 8,259,295円(消費税額及び地方消費税額を含む) |

※上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 日程(予定)

| | |
|--------------|------------------------|
| 令和6年4月24日(水) | 企画提案競技の公募開始 |
| 5月22日(水) | 参加申込書兼誓約書及び資格審査書類の提出期限 |
| 5月29日(水) | 現地説明会 |
| 6月5日(水) | 質問書の提出期限 |
| 6月14日(金) | 企画提案書の提出期限 |
| 6月26日(水) | プレゼンテーション及び審査会 |
| 7月2日(火) | 審査結果の通知 |
| 7月8日(月) | 委託契約の締結 |

4 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)

に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目の全てに該当すること。
- ① 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、実行委員会との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - ④ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人またはこれに準じるものとして、大分県発注業者からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者であること。
- (6) 大分県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての異業者は、応募資格（1）から（4）の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（5）から（6）の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。

5 企画提案の参加手続等

企画提案競技への参加希望者は、以下の書類を持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法による）にて提出すること。

また、参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出物 (各1部 A4サイズ)

- ① 企画提案競技参加申込書兼誓約書 (様式第1号)
 - ② 参加申込者概要 (様式第2号)
 - ③ 4の(3)の①に関する書類 (様式第3号)
 - ④ 共同企業体協定書の写し又は共同企業体の締結を確約する書類 (共同企業体の場合)
- ※ なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。
- ・ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類 (写し)
 - ・ 納税証明書 (都道府県税)
 - ・ 納税証明書 (地方消費税)
 - ・ 登記事項証明書
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 直近の貸借対照表、損益計算書
 - ・ 申請者・営業概要調書 (様式第4号)
 - ・ 誓約書 (様式第5号)

(2) 提出期限

令和6年5月22日 (水) 17時必着

(3) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式第6号「辞退届」を令和6年6月5日 (水) 17時まで提出すること。(電子メールで送付する場合は必ず着信を確認すること。)

6 質問の提出及び回答

本案件の提案について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(1) 提出期限

令和6年6月5日 (水) 17時必着

(2) 提出方法

様式第7号「質問書」を電子メールで提出すること。ただし、電話により契約担当者に着信の確認をすること。

(3) 回答

応募に関する質問・回答内容は、企画提案参加申込書の提出があった全ての者に対し、質問者名を伏せて電子メールで送付する。

ただし、提案内容の核となる質問内容については、質問者に対してのみ回答する。

(4) その他

- ① 企画提案実施後、仕様書の不知又は不明を理由として異議の申し立てはできない。
- ② 提案書の審査に関する質問は回答できない。

7 企画提案書等の提出

提案者は、書類を直接持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法による）で提出するものとする。

① 提出期限 令和6年6月14日（金） 17時必着

② 提出書類

- ・ 様式第8号「企画提案書提出文書」（1部）
- ・ 企画提案書【任意様式：別表1の企画提案書提案項目に沿ったもの】
（製本7部、及びPDFファイル）
- ・ スケジュール【任意様式】
- ・ 見積書【任意様式：消費税及び地方消費税相当額（100分の10相当額）を含む】
（正本1部、副本6部）

③ その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査会の開催

審査会において、以下のとおり提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者1者を選定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が実行委員会の求める最低限の基準（満点の6割以上）に達していない場合は、この限りではない。

また、提案競技参加者が多数の場合は、書類による事前審査を行い、プレゼンテーションの実施対象者を限定する場合がある。

(1) 日時及び場所（予定）

令和6年6月26日（水） 大分県庁本館85会議室

※ 正式な時間については、後日改めて提案競技参加者あて通知する。

(2) 提案方法

- ① 提出済みの企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- ② プロジェクタ、スクリーン等は使用できるものとする。

使用を希望する場合は、予めウイルスチェックを行い、別紙「ウイルスチェック実施証明書」とともに、使用するデータを電磁記録媒体（USBメモリ、CD、DVD等）により、後日改めて通知する期日までに提出すること。

(3) プレゼンテーション時間

1者あたりプレゼンテーション及び質疑各10分程度

(4) 審査基準

| 審査項目 | 審査基準（着眼点） | 配点 |
|--------|--|----|
| 応募資格 | ・応募資格を満たしているか | — |
| 見積金額 | ・業務を実施するために必要な項目ごとに、その単価、金額が過不足なく明確に記載されているか ・予算の範囲内かつ適正な価格か | 10 |
| 業務遂行体制 | ・業務の遂行に必要な組織、人員を有しているか ・過去に、類似の業務の受託実績があるか ・業務の確実な履行にあたり、十分な作業工程を確保しているか | 20 |
| 提案内容 | ・イベントの森林・林業に関わるアクティビティが魅力的な提案となっているか ・広くイベントを広報できる計画となっているか ・イベント内容が具体的で、実現可能な提案となっているか。 | 70 |

※ 採点基準は別添のとおりとする。

9 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

- ① 審査会において、審査基準に基づき、提出書類等を総合的に審査し得点化する。
- ② 各審査委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。総得点が最も高い者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、審査会長の判断により委託候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者の場合であっても、実行委員会の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。
- ④ 本応募において、実行委員会の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて募集を行うものとする。この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。
- ⑤ 選定結果は県のホームページで公表する。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

- ① 委託候補者は審査結果とともに通知する。審査結果は提案者全員に郵送により通知する。
- ② 他の者に係る審査の内容については問い合わせに応じない。

10 委託契約について

(1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲で、内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、大分県契約事務規則第5条第1項第1号の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

11 その他

- ① 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、提案競技参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- ③ 契約にあたっては、企画提案等の内容について、実行委員会と企画提案者との協議により必要に応じて修正できるものとする。
- ④ 企画提案協議の現地説明会（志高湖）を5月29日（水）に開催予定であり、後日改めて提案競技参加者あて日程を通知する。
- ⑤ 天災等やむを得ない理由により、公平、公正な企画提案競技が実施し難い場合は、企画提案競技を延期、又は取りやめることがある。その場合、企画提案競技に要した全ての経費は、実行委員会に請求できないものとする。

12 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本業務に関する問合せ先

森フェス実行委員会

事務局：農林水産部 森との共生推進室 森づくり推進班 内

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-3873 E-mail：a16210@pref.oita.lg.jp

別表1

令和6年度森フェス実施業務委託にかかる
企画提案競技(プロポーザル方式)企画提案書提案項目

仕様書、審査基準等を参照の上、以下の項目について記載することとし、応募者が必要に応じて項目を追加し、企画提案書を作成する。

| | |
|------|------------------------|
| 提案項目 | (1) イベント(ブース)内容 |
| | (2) イベント会場レイアウト |
| | (3) 参加者来場方法 |
| | (4) イベント広告方法 |
| | (5) 応募者による追加提案(必要に応じて) |
| 様式 | 任意 基本はA4サイズとする。 |